



大船渡労働基準監督署ニュース



新春の候 大船渡労働基準監督署 署長 西村 浩二

新年あけましておめでとうございます。今年の干支は「午」うま年。調べて見たところ、午年は変化を恐れず新しい挑戦に踏み出すパワーを秘めた飛躍の年なのだそう。新しい挑戦といえば、地元のみなさま方はご存じなのでしょうが、気仙地域は「養殖ワカメ発祥の地」であり「ホタテの耳吊り養殖発祥の地」でもあり、さらには「牡蠣養殖を岩手県内で初めて行った」のもこの地域。これらの養殖、今ではすっかり定着していますが、当時、これらを試みた方々にとっては「新しい挑戦」であり、その結果、気仙の産業として「飛躍」した経験を持つ地域なのだと思います。そして、近年新たにサーモン養殖の事業化へ向けた取組みを始めたと聞いています。

昨年は大規模林野火災や複数回の津波警報など大変なこともありましたが、これまでの気仙地域の方々がそうであったように、これから始まる午年の一年も、みなさまが新たな挑戦に踏み出し、そして飛躍する一年になることを願っております。

令和7年度いわて年末年始無災害運動実施中！

令和7年12月1日から令和8年1月31日は、いわて年末年始無災害運動の実施期間です。

冬季特有要因による労働災害（積雪・凍結による転倒等）の防止についての取り組み推進にご協力をお願いいたします！

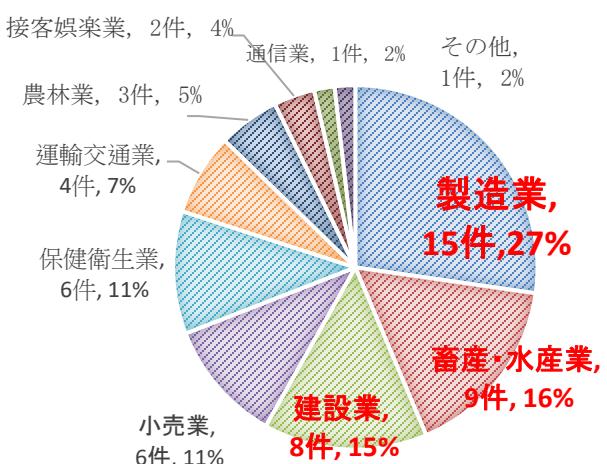
令和7年度いわて年末年始無災害運動の実施事項

- ①積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止
- ②車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
- ③雪降ろしの際の災害の防止
- ④火災・火傷の防止
- ⑤一酸化炭素中毒の防止
- ⑥凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
- ⑦作業時の保温・体操の実施
- ⑧その他の冬季特有災害の防止



大船渡労働基準監督署管内の労働災害発生状況（11月末速報値）

業種別の発生状況



事故の型別発生状況

- 1位：転倒（15件）
- 2位：交通事故（7件）
- 3位：切れ・こすれ（7件）
- 4位：はさまれ・巻き込まれ（6件）
- 5位：墜落・転落（6件）
- 6位：激突（5件）
- 7位：激突され（4件）
- 8位：動作の反動・無理な動作（4件）
- 9位：飛来・落下（1件）

11月末時点で、休業4日以上の労働災害は、55件発生しており前年同月時点の発生件数と同数。業種別では、製造業が最も多く事故の型別では、転倒が最も多い。特に転倒に関しては、前年同月比で6件の増加となっている。→冬季の転倒防止対策が重要！！

労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正について

～令和8年（2026）年1月1日から段階的に施行※されます～

※一部は公布日（令和7年5月14日）に施行済

【改正される内容】

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

（1）注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定が、建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化。

（2）混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者にも貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとなる。

（3）業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとなる。報告主体や報告事項等の報告の仕組みの詳細は、今後、関連する法令等で示される。

（4）個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などが義務付けられる。

（5）作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1 施行

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理する者をいう。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられる。

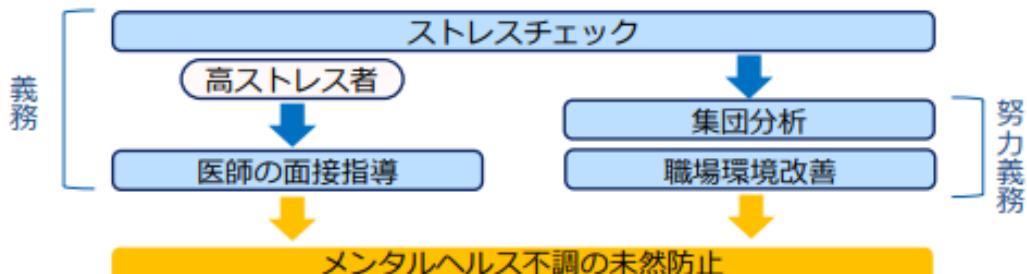
② 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられる。

国においても、小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていく。

【ストレスチェック制度の流れ】



③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行
化学物質の譲渡・提供における危険性及び有害性情報の通知（SDS：安全データシートの交付）の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化される。

(2) 営業秘密である成分

R8.4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名（※）での通知が認められこととなる。なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられる。また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられる。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造又は構成要素を表す文字の一部を省略・書き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法等などについては、国が方針を定める予定です。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者（必要な講習を受講した作業環境測定士など）が作業環境測定基準に従って行うことが義務となる。

④ 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等（ボイラー、クレーンなど）に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について

- ①製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となる。
- ②製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となる。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこと。

(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならなくなる。また、フォークリフトの運転業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定された。

⑤ 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となる。また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることとしており、事業者は、指針に基づいた取り組みを行う必要がある。

⑥ 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となる。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることとしており、事業者は、指針に基づいた取り組みを行う必要がある。



参考となる二次元コード等

・令和7年度いわて年末年始無災害運動 実施要綱

実施要綱の内容をご確認の上、冬季特有労働災害を防止するため、重点事項の実施に取り組みましょう！

・令和7年度いわて年末年始無災害運動 リーフレット

実施要綱の概要について確認したい場合は、二次元コードを読み取り、リーフレットをご確認ください。

[岩手労働局](#)

[いわて年末年始
無災害運動](#)



・令和7年度冬季転倒災害防止対策強化期間 リーフレット

岩手労働局では、冬季間における転倒災害防止のため、**12月から2月までを「冬季転倒災害防止対策強化期間」と定めています。**

同期間における転倒災害防止対策への取り組み実施へのご協力をお願いいたします！

[岩手労働局
冬季転倒災害防止
対策強化期間](#)



・リーフレット 「冬季特有災害を防止しましょう！」

大船渡労働基準監督署では、いわて年末年始無災害運動において、**取り組むべき8つの事項について、具体的な取り組み事例を取りまとめ、リーフレットを作成しました。**

いわて年末年始無災害運動での安全衛生活動にご活用ください。

[リーフレット
冬季特有災害を防止
しましょう](#)



・職場のあんぜんサイト

厚生労働省が運営する、**労働者の安全と健康を守るために情報提供サイト**です。

労働災害の防止や職場環境改善に役立つ情報（災害事例、法令、リスクアセスメントツール、安全衛生教育教材など）をまとめて発信しています。

日々の、安全衛生管理活動にご活用ください！

[職場のあんぜん
サイト](#)



・SAFEコンソーシアム

増加傾向にある労働災害の問題を自分ごととしてとらえ、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し**労働災害問題の協議や、加盟者間の取組の共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポート**していきます。加盟は無料です。

[SAFE
コンソーシアム](#)



・岩手労働局ホームページ 「労働災害統計ページ」

岩手労働局のホームページには、**労働災害統計**が掲載されているページがあります。

このページでは、**岩手県内における直近の労働災害発生状況（休業4日以上のもの）や死亡労働災害の発生状況、過去に発生した労働災害の発生状況**に係る統計情報についてご確認いただけます。

[岩手労働局
労働災害統計](#)



・岩手労働局ホームページ 「大船渡監督署からのお知らせページ」

大船渡監督署からのお知らせページでは、大船渡労働基準監督署管内の皆様に知りたい、ただきたい情報をご案内しております。

当該ページには、**本署作成リーフレット「大規模火災に係る復旧・復興工事における労働災害防止対策の徹底について」**や過去に発行した大船渡労働基準監督署ニュースのバックナンバー等をご覧いただけます。

[岩手労働局
大船渡監督署
からのお知らせ](#)

